

谷山サザンホール公用車賃貸借契約に係る仕様書
(長期継続契約)

1 契約内容

谷山サザンホール公用車について、次のとおり賃貸借契約を行うもの。

(1) 賃貸借期間

ア 契約期間

契約締結の日から令和14年 9月30日まで

イ 準備期間

契約締結の日から令和8年 9月30日まで

※準備期間は、調達を行う期間であり、賃貸借期間は含まれない。

ウ 履行期間

令和8年 10月 1日から令和14年 9月30日まで(72月)

(2) 賃貸借の対象

車両の形状 軽貨物箱型 1台

車両の詳細については、別添「公用車賃貸借仕様書」を参照

リース方式 メンテナンスリース

(3) 納入場所

鹿児島市谷山中央1丁目58番5号(谷山サザンホール)

車両の納入については、納入後即使用できるよう必要な手続きを済ませたうえで納入すること。また、納品に関する詳細事項は、谷山サザンホール担当者と協議のうえ、決定すること。

(4) その他

① 賃貸人は、契約期間中に必要とする自動車取得税、自動車税、自動車重量税、自動車賠償責任保険料及び初回登録時に必要とする全ての諸費用について負担するものとする。

② 賃貸借期間満了後には、賃借人は賃貸人に車両を返還するものとする。

2 入札価格

入札書に記載する価格は、この賃貸借契約の履行に必要な全ての経費を履行期間(72月)で除して得た額(ただし、消費税及び地方消費税は含めない)とする。

3 契約の締結

(1) 賃貸借料

落札価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

(2) 契約の締結

賃借人と賃貸人は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、賃貸借料及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

(3) 契約保証金

賃貸人は、契約保証金(賃貸借料を12月分に換算した額の100分の10)を納入しなければならない。ただし、過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

(4) 信義誠実なる契約履行義務

賃貸人は、賃借人と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、信義を重んじ、誠実に履行する。

4 賃貸借料の支払い

- (1) 賃貸人は、賃借人に対し当該月の賃貸借料の請求を翌月10日までに行うものとする。
- (2) 賃借人は、適法な請求書を受領した日から30日以内に賃貸人に支払うものとする。

5 守秘義務

- (1) 賃貸人は、契約履行に当たって知り得た賃借人の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。
- (2) (1)の秘密保持に関する義務は、契約の終了又は解除後も継続するものとする。

6 損害賠償

- (1) 賃借人は、賃貸人の故意又は重過失によって、賃借人に損害を与えた場合は、その賠償を賃貸人に請求できるものとする。
- (2) 賃貸人は、賃借人の故意又は重過失によって、機器等に損害を与えた場合は、その賠償を賃借人に請求できるものとする。

7 履行遅延の場合における遅延賠償金

賃貸人の責に帰すべき事由により使用開始までに物品を借受けることができない場合において、賃貸人の履行を認めるときは、代車を準備し対応するものとする。

8 契約規程の遵守

契約の履行については、この契約に定める事項の他、公益財団法人かごしま教育文化振興財団財務会計規則によるものとする。

9 協議

契約に関して疑義が生じた事項は、賃借人と賃貸人が協議して定める。

公用車賃貸借仕様書

- | | |
|----------------|--|
| 1 型 式 | 軽貨物箱型 (ハイルーフトタイプ) |
| 2 排 気 量 等 | 660CCクラス・ガソリン車 |
| 3 乗 車 定 員 | 4人 (後部座席をフラットにできること) |
| 4 数 量 ・ 車 両 色 | 1台・白 |
| 5 変 速 機 | オートマチック車 |
| 6 駆 動 方 式 | 2WD |
| 7 安 全 性 能 | 安全運転サポート車 |
| 8 装備品及び付属品 | (1) エアコン
(2) パワーステアリング
(3) リヤワイパー
(4) デュアルSRSエアバック
(5) カーナビゲーションシステム ※AV機能を備え、最長3年以上、無償で地図データを更新できるもので、テレビ視聴できない状態のもの。
(6) ABS
(7) ドライブレコーダー
(8) バイザー
(9) マット |
| 9 付 属 項 目 | (1) 登録諸経費 (納車に関するすべてを含む)
(自動車税・自動車重量税・自動車取得税・自動車損害賠償責任保険料)
(2) 車検 (法定点検整備及び継続検査)
(3) 6ヶ月及び法定定期点検整備
(4) 一般修理
(5) オイル交換・バッテリー交換・タイヤ交換
(6) 代車 (事故を除き、車検・整備・修理時に72時間以上の所要が見込まれる場合) |
| 10 賃 貸 借 期 間 | (1) 72ヶ月 (6年間) |
| 11 リース期間満了後の措置 | (1) リース期間満了日をもって返還するものとする。 |
| 12 保 証 な ど | (1) 契約期間中、正常な管理下で生じた故障等については、賃貸人の責任において修理など必要な措置を速やかに講じるものとする。 |

(2) 車検・法定定期点検等について、当該車両製造メーカー系列の整備工場にて整備を行うものとする。

13 その他

- (1) 納入車（装備品含む）は新車であること。
- (2) 1ヶ月当たりの走行距離は、約500kmとすること。
- (3) 各取付け位置等、その他は落札後当財団と協議すること。
（落札後、車両及び装備付属品等の新型等は同等品とする。）
- (4) その他不明な点及び詳細については担当者と協議すること。
- (5) 自動車納入については、陸運支局の行う車両検査に合格し、新規登録したものであること。

14 納入場所

鹿児島市谷山中央1丁目58番5号（谷山サザンホール）

担当：大重

TEL：099-260-2033

15 納入期限

令和8年 10月 1日（木）